

## 機械・電気設備工事に係る最低制限価格等の算定について

土木機械設備工事、下水道機械・電気設備工事の最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び低入札価格調査制度における数値的判断基準の算定基準について、次のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

### 1.算定基準

工事の種別		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木機械設備工事	製作費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費
下水道機械設備工事費	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費
下水道電気設備工事	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費

土木機械設備工事において、機器費及び製作費（製作原価に一般管理費を加えた額）を見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合は、次のとおりとします。

$$\text{直接工事費} = (\text{機器費又は製作費}) \times 0.6$$

$$\text{共通仮設費} = (\text{機器費又は製作費}) \times 0.1$$

$$\text{現場管理費} = (\text{機器費又は製作費}) \times 0.2$$

$$\text{一般管理費} = (\text{機器費又は製作費}) \times 0.1$$

### 2.施行年月日

平成23年8月24日以降に行われる競争入札から適用します。